

特定税額控除規定の適用可否の判定に関する
明細書

連 結 業 度 . . . 法人名 ()

別表六の二(四)
令二・四・一以後終了連結事業年度分

継続雇用者 給与等支給額 に係る要件	継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(15の①)の合計)	1	該当・非該当	連 結 所 得 金 額	特定対象年度の基準 連結所得等金額	8
	継続雇用者比較給与等 支給額の合計額 (各連結法人の((15の②)又は(15の ③))の合計)	2				
国内設備投資額 に係る要件	((1) > (2)) 又は ((1) = (2) = 0)	3	該当・非該当	に 係 る 要 件	前連結事業年度等の基準 連結所得等金額の合計額	9
	国内設備投資額の合計額 (各連結法人の(16)の合計)	4				
	当期償却費総額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	5				
	当期償却費総額基準額 $(5) \times \frac{10 \text{又は} 30}{100}$	6				
	(4) > (6)	7			(8) ≤ (9)	10

【No.3】当連結事業年度に適用される
別表を使用していますか。

【No.27】連結法人（連結親法人が中小連結親法人に該当する
ものを除きます。）が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の
適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」
となっていますか。
① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度
② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械
等を取得した場合の法人税額の特別控除制度
③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別
控除制度
④ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法
人税額の特別控除制度

各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算						
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算		
		当 期	前 連 結 事 業 年 度 等	前一年連結事業年度等特定期間		
		①	②	③		
連結事業年度等又は事業年度等	11	【No.27】連結法人（連結親法人が中小連結親法人に該当する ものを除きます。）が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の 適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」 となっていますか。 ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度 ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控除制度 ③ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別 控除制度 ④ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法 人税額の特別控除制度				
雇用者給与等支給額	12					
同上のうち継続雇用者に係る金額	13					
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(11の③)の月数}}$	14					
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (13) 又は ((13) × (14))	15	円	円	円		
各 連 結 法 人 の 当 期 償 却 費 総 額 等 の 計 算						
国内設備投資額	16	円		剰余金の処分の方法により特別 償却準備金として積み立てた 金額その他(17)以外の金額	18	円
損益計算書に計上された 減価償却費の額	17	円		当 期 償 却 費 総 額 (17) + (18)	19	円